



令和3年4月1日採用予定

まちなか図書館長(特定任期付職員)募集

まちなか図書館について

豊橋市では、「世界を広げ、まちづくりに繋げる“知と交流の創造拠点”」を基本理念としたまちなか図書館（仮称）の整備を進めており、令和3年度中の開館を予定しています。まちなか図書館は、図書館の基本的機能を押さえつつ、まちなかにこそ求められる機能を担い、新たな情報や人との出会いを創出し、まちづくりに寄与する人材を育成する場を目指しています。

求める人物像

新たな知識・知見や人的ネットワークを図書館へ注入するため、図書館業務の経験者に限らず、社会教育施設での勤務経験者や民間企業等において企画業務に従事した経験のある方など、企画力、行動力、プロモーション能力に長けた人材を募集します。

求める能力、期待する役割

- ・豊橋を魅力あるまちにするという意識、まちづくりに深く関わるという姿勢
- ・外部の団体等との連携に必要なコミュニケーション能力、人的ネットワーク構築力
- ・イベント等の企画力、行動力、プロモーション能力

申込方法	受付期間
豊橋市ホームページから申込み ※あいち電子申請・届出システムを用いた 電子申込みです。	10月14日（水）午前8時30分から 11月10日（火）午後5時00分まで

豊橋市役所 総務部 人事課

Tel : 0532-51-2040

fax:0532-56-5120 E-mail:jinji@city.toyohashi.lg.jp

URL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/6760.htm>

1 採用予定人員及び申込要件

採用予定年月日	採用予定人員	申込要件
令和3年4月1日	1名	<ul style="list-style-type: none">・「豊橋市図書館基本構想」、「豊橋市まちなか図書館(仮称)整備基本計画」及び「豊橋市まちなか図書館(仮称)実施計画」に定めるまちなか図書館の基本理念や基本方針、果たすべき役割等を理解し、管理運営、図書館経営、施策・事業の推進等に積極的に取り組む意欲と熱意があり、令和3年4月1日から勤務可能な方。・学歴要件、資格要件、年齢要件はありません。

[注]

- 1 障害者の方の受験が可能です。
- 2 試験の結果、合格者無しとなる場合もあります。

次のいずれかに該当する方は採用されません

- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない方について

- 採用日において、法令により永住が認められていない方は、採用されません。

申込書類に虚偽の記載があった場合について

- 申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

2 身分及び任用期間

[身分]

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項に基づく特定任期付職員

[任用期間]

令和3年4月1日から3年間

※ただし、勤務成績、業務の進捗状況等により採用日から5年間で限度に本人の同意を得て期間を延長することがあります。

3 給 与

豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき決定されます。

給料月額 533,000円(4号給)

※ただし、条例の改正等により増減されることがあります。

※このほかに、地域手当、通勤手当、期末手当等が支給されます。扶養手当、住居手当、管理職手当、勤勉手当等は支給されません。

4 勤務時間

・1日7時間45分(午前8時30分から午後9時15分のうち変則勤務)、原則週5日勤務
※シフト勤務により、土曜日、日曜日、祝日の勤務があります。

5 職務内容

まちなか図書館長(分館長・管理職)として、主に以下の業務に従事します。

- ・まちなか図書館の統括、管理運営
- ・イベント、プログラム、サービス等の総指揮
- ・関連団体との連携のための調整、交渉、人的ネットワークの構築等
- ・渉外活動、広報活動

6 試験日、試験会場及び試験内容

区分	第1次試験	第2次試験
試験日	令和2年11月28日(土)、 29日(日)のうち指定する日	令和2年12月 中・下旬
試験会場	豊橋市役所(予定)	
試験内容	書類選考・個人面接 適性検査	個人面接 プレゼンテーション

※試験内容や試験日、試験会場は受験者数等により変更することがあります。

新型コロナウイルス感染症について

今後の新型コロナウイルス感染拡大状況によって、試験日程や試験内容を変更する場合があります。
変更が生じた際は、変更内容を受験者に速やかにお知らせするとともに、ホームページに掲載します。

7 試験結果の開示請求について

豊橋市個人情報保護条例に基づき、口頭で試験結果の開示を請求することができます。
電話等では開示できませんので、受験者本人が運転免許証など本人確認できるものを持参し、直接市役所
人事課にお越しください。

開示の内容	口頭で開示請求できる期間
総合点数及び総合順位のみ	合格発表の日から1週間

